

特別免許状に係る教育職員検定基準

教育職員免許法第5条第2項に基づき行う特別免許状の検定は、次の基準を全て満たし、同法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者に授与する。

1 担当する教科に関する専門的な知識又は技能について

(確認書類) 実務に関する証明書、学業成績証明書、

③の事実を証する書類

(判断基準) 教科に関する専門的分野に関する職業等の従事経験として、次のいずれかに該当すること。

- ① 学校教育法第1条に規定する学校又は別紙1に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。
- ② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。
- ③ 別紙2に例示された状況を踏まえ、優れた知識経験等を有していること。

2 社会的な信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見について

(確認書類) 人物に関する証明書

(判断基準) 教員として適格な人材であること。

3 学校教育の効果的な実施に特に必要があるとする推薦の妥当性について

(確認書類) 推薦書

(判断基準) 学校の教育課程への位置付けがあり、専門性、特殊性を求める場合等、必要性が認められること。

4 身体について

(確認書類) 身体に関する証明書

(判断基準) 教員の職務を行うのに必要な健康状態であること。

別紙 1

- 1 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設
- 2 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの
- 3 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの
 - ・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ
 - ・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル
 - ・アメリカ合衆国ジョージア州に主たる事務所が所在する団体であるコグニア
 - ・アメリカ合衆国マサチューセッツ州に主たる事務所が所在する団体であるニュー・イングランド・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ
 - ・オランダ王国南ホラント州に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ
 - ・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局

別紙 2

- 1 外国の教員資格の保有
- 2 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
- 3 修士号、博士号等の学位の保有
- 4 各種競技会、コンクール、展覧会等における実績
 - ① 体育又は保健体育
 - ・オリンピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出場した者
 - ・日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者
 - ② 音楽、美術、工芸、書道
 - ・世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展した者
 - ・全国規模のコンクールや展覧会等で、優秀な成績を収めた者
- 5 大学における教職科目のうち県教育委員会が必要と認めるものの履修又は教職を志望する者を対象とした体系的な研修の受講の状況
- 6 学校現場における過去の勤務経験、免許状の授与に先立って行われる教員採用試験や模擬授業の実施による評価その他県教育委員会が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める事項の評価